

助成申請のQ & A

Q1) 助成対象となるのはどのような治療ですか？

A1) 不妊治療のうち医療保険が適用されない全ての治療が対象となります。

例) 人工授精、体外受精、顕微授精など

Q2) 第2子以降の不妊治療は対象になりますか？

A2) 第何子の治療でも対象になります。

ただし、申請は、ひとりのお子さんをもうけるために通算5回が限度となります。

(合併前に行った申請も含まれます。)

Q3) 栃木市へ転入する前に開始した不妊治療については対象になりますか？

A3) 治療日・申請日ともに栃木市に住民登録をされていることを要件としておりますので、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた最初の治療分から対象になります。

Q4) 不妊治療をしているが、栃木市外へ住民票を移します。申請はできますか？

A4) 治療日・申請日ともに栃木市に住民登録をされていることを要件としておりますので、転出手続き前に申請が必要です。同日であっても転出手続き後の申請はできません。

Q5) 治療期間はどのようになりますか？

A5) 不妊治療の期間は医師の証明した期間となります。妊娠するための治療をおこない、妊娠確認に至る一連の継続した期間が終了してから申請してください。治療内容や治療金額によっては、数回の治療期間をまとめてご申請いただくこともできますので、医療機関での証明をお取り頂く前にご相談ください。

Q6) 2つ以上の医療機関で治療を受けた場合、助成申請書「医療機関証明書欄」の証明はどうすればよいですか？

A6) それぞれの医療機関ごとに助成申請書「医療機関証明書欄」の証明が必要となります。